

入札説明書

高円芸術高等学校 空調機設置工事

令和 7 年 6 月

奈良県教育委員会事務局学校支援課

入 札 説 明 書

入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札しなければなりません。

1 競争入札に参加する者に必要な資格

この工事の入札に参加しようとする者は、入札公告第2に定めるもののほか、次の条件を全て満たしていること。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第7条の規定による入札公告第2の表中「登録業種」に対応する管工事業（以下、「登録業種工事」といいます。）の一般建設業の許可又は、第15条の規定による登録業種工事の特定建設業の許可を受けている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 入札参加申込書の提出の日から開札の日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」といいます。）を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (7) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（直近のもの。以下「経営事項審査」といいます。）について、総合評価値通知書の有効期限が開札日までであること。

2 配置予定技術者の資格要件

工事業種	配置予定技術者の資格（いずれかに該当すること）
管工事	①管工事に関し、学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含みます。）若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含みます。）若しくは高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含みます。）を卒業した（同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後3年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含みます。以下同じ。）、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科を修めた者 ②管工事に関し、学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科を修めたもののうち、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成6年文部省告示第84号）第2条に規定する専門士又は同規程第3条に規定する高度専門士を称する者 ③管工事に関し、学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後5年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科を修めた者 ④管工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程（大正14年文部省令第30号）による検定で土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科に合格した後5年以上又は旧専門学校卒業程度検定規程（昭和18年文部省令第46号）による検定で土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者 ⑤管工事に関し、10年以上実務の経験を有する者 ⑥建設業法による技術検定のうち検定種目を管工事施工管理とするものに合格した者 ⑦技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「熱工学」、「熱・動力エネルギー機器」、「流体工学」又は「液体機器」とするものに限ります。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「熱工学」、「熱・動力エネルギー機器」、「流体工学」「液体機器」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限ります。）とするものに合格した者 ⑧技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）による改正前の技術士法施行規則（昭和59年総理府令第5号。以下「旧技術士法施行規則」といいます。）による「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限ります。）、又は総合技術監理部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限ります。）とするものに合格した者

	⑨職業能力開発促進法（昭和４４年法律第６４号）による技能検定のうち検定職種を１級の建築板金（選択科目を「ダクト板金作業」とするものに限る。以下この欄において同じ。）、冷凍空気調和機器施工若しくは配管（選択科目を「建築配管作業」とするものに限ります。以下同じ。）とするものに合格した者又は検定職種を２級の建築板金、冷凍空気調和機器施工若しくは配管とするものに合格した後管工事に関し３年以上実務の経験を有する者 ⑩平成１６年４月１日時点で職業能力開発促進法又は同法附則第２条の規定による廃止前の職業訓練法（昭和３３年法律第１３３号）第２５条第１項の規定による技能検定（以下「旧技能検定」といいます。）のうち検定種目を１級の建築板金、冷凍空気調和機器施工、配管（検定職種を職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和４８年政令第９８号）による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限ります。以下同じ。）、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管又は配管工とするものに合格していた者 ⑪平成１６年４月１日時点で旧技能検定のうち検定職種を２級の建築板金、冷凍空気調和機器施工、配管、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管又は配管工とするものに合格していた者であつてその後配管工事に関し１年以上実務の経験を有するもの ⑫建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２０条第５項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなった後管工事に関し１年以上の実務の経験を有する者 ⑬水道法（昭和３２年法律第１７７号）による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた後管工事に関し１年以上実務の経験を有する者 ⑭建築物その他の工作物若しくはその設備に計測装置、制御装置等を装備する工事又はこれらの装置の維持管理を行う業務に必要な知識及び技術を確認するための試験であつて建設業法施行規則（昭和２４年建設省令第１４号）第７条の４から第７条の６の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（「登録計装試験」といいます。）に合格した後管工事に関し１年以上実務の経験を有する者 ⑮社団法人日本計装工業会の行う平成１７年度までの１級の計装士技術審査に合格した後管工事に関し１年以上の実務の経験を有する者 ⑯国土交通大臣が①～⑮までに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者
--	--

注：⑤の「１０年以上実務の経験」によって資格を満たそうとする場合、管工事に關して延べ１２０か月以上の工事経験が必要です。他の業務（営業担当など）に従事していた場合は、その期間を除いて延べ１２０か月以上の工事経験が必要になります。

３ 入札参加申込書の作成・提出について

- （１）作成及び提出に係る費用については申請者負担とします。
- （２）入札参加申込書は様式Ｓ０により作成してください。
- （３）入札参加申込書及び添付資料については、書留郵便により提出してください。
- （４）開札日の前日までの間において、奈良県から提出書類等に関し説明を求められた場合

は、それに応じなければなりません。

4 入札の手続

- (1) 入札書及び入札金額の内訳書は、書留郵便により提出してください。別添入札書及び入札金額の内訳書の提出方法を参考に、各封筒には『令和7年7月23日開札 高円芸術高等学校 空調機設置工事入札書在中』と朱書きしてください。入札書と入札金額の内訳書を封緘した内封筒を送付用の外封筒に入れて、入札公告第3で指定する期限までに入札公告第3で指定する場所へ到着するようにしてください。作成及び提出に係る費用については入札参加者負担とします。
- (2) 一度書留郵便により提出された入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (3) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書(様式1)に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (4) 入札執行回数は2回を限度とし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者がいないときは、直ちに再度の入札を行うものとします。
再度(2回目の)入札においても予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、2回の入札を通じて最低の価格をもって有効な入札を行った者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき随意契約の手続きに入ることがあります。
- (5) 上記(4)により再度入札を行う場合がありますので、入札書は2枚用意してください。1回目の入札用の入札書と2回目の入札用の入札書が区別できるよう、明示してください。なお、再度(2回目の)入札を辞退される場合は、入札辞退届(様式2)を提出ください。
- (6) 入札参加申込書を提出した後、入札を希望しない場合には、入札辞退届を提出して入札を辞退することができます。
なお、入札書受付締切日時までに入札書の提出がなく、辞退届の提出もない場合には、入札書受付締切日時を経過したときをもって辞退したものとみなします。

5 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

- (1) 入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (2) 奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号。以下「契約規則」といいます。)第7条に該当する入札又は入札に関する条件に違反した入札
- (3) 本県により競争入札参加資格のある旨を確認された者であっても、開札の日までの間において入札参加停止又は工事参入制限を受けた者等、開札時点において入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

6 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (2) 落札候補者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、「くじ」により落札者を決定します。「くじ」を辞退することはできません。
落札候補者となるべき同価格の入札者のうち、「くじ」を引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員等に「くじ」を引かせてこれを行います。

7 契約の不締結

契約締結までの間に、落札者が競争入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けた場合は、契約を締結しません。

8 技術者の配置

落札者は配置予定技術者をこの工事の現場に配置するものとします。

工事の施工に当たって、資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等の特別な場合に限ります。

9 現場代理人の配置

落札者は、現場代理人をこの工事の現場に配置するものとします。

10 契約書作成の可否等

要します。落札者は、契約規則第17条第1項の規定に基づき、遅滞なく契約を締結するものとします。なお、契約に係る一切の費用については落札者負担とします。

なお、本件は電子契約の対象です。電子契約を希望する場合は、落札決定後速やかに「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を11に記載の提出先に電子メールで提出してください。

また、落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて、下記ダウンロードページに掲載している様式により、入札公告第4の6に記載の契約を担当する部課等へ通知してください。

（様式ダウンロードページ）

<https://www.pref.nara.jp/27102.htm>

11 入札参加申込書の確認及び入札を担当する部課等の名称、所在地等

〒630-8502 奈良県奈良市登大路町30番地

奈良県教育委員会事務局 学校支援課長寿命化整備係

電話 0742-27-8979（直通）

メールアドレス gakkos@office.pref.nara.lg.jp